

予 算 要 求 資 料

令和5年度当初予算

支出科目 款：衛生費 項：医務費 目：医務費

事業名 看護師特定行為研修支援事業費補助金 (地域医療介護総合確保基金)

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 医療福祉連携推進課 看護係 電話番号：058-272-1111(内3275)

E-mail：c11230@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 3,048 千円 (前年度予算額： 5,104 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	5,104	0	0	0	0	0	5,104	0	0
要求額	3,048	0	0	0	0	0	3,048	0	0
決定額	2,616	0	0	0	0	0	2,616	0	0

2 要 求 内 容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

- ・2025年に向けさらなる在宅医療等の推進を図るためには、個別に熟練した看護師のみでは足りないことから、医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助(特定行為)を行う看護師を計画的に養成するための特定行為研修制度が創設された。(制度の施行日：平成27年10月1日)
- ・国は2025年に向けて研修修了者を10万人養成することを想定している。
- ・医療機関は制度が普及したことにより修了者数が年々増加しているが、訪問看護事業所や介護老人保健施設における受講者数は僅かである。
- ・研修は6ヶ月～2年と中長期にわたり、受講経費や研修受講中の代替職員雇用にかかる負担が大きいことで、研修派遣を断念する事業所がある。そこで、事業所が支出した受講に係る経費及び代替職員を雇用した場合の人件費を助成し、研修受講を促進する。

(2) 事業内容

- ・対象研修区分・行為 21区分38行為(省令)
- ・対象経費 ①受講料・実習費(受講者に代わり事業者が支払った額(一部でも可))
②代替職員の雇用に係る人件費
③受講者の業務を代行する職員に係る人件費(代替職員を雇用しない場合に限る)
- ・補助先 訪問看護事業所、介護老人保健施設及びこれらを有する医療機関
- ・補助対象人数 ①4人 ②0人 ③4人
- ・補助率 ①対象経費×2/3(上限578千円)以内(事業者が全額負担した場合：3人)
対象経費×1/2(上限434千円)以内(事業者が一部負担した場合：1人)
②代替職員人件費×1/2(上限594千円)以内
③代行職員人件費×1/2(上限220千円)以内

◎1人1台器具を1/4（上限440丁目）以内

(3) 県負担・補助率の考え方

- ・地域医療介護総合確保基金
 - ①補助率2/3 上限578千円 or 補助率1/2 434千円
 - ②補助率1/2 上限594千円
 - ③補助率1/2 上限220千円
- ・在宅医療を支えるとともに、医師の業務負担軽減に繋がる特定行為ができる看護師を計画的に養成するための支援であり、県の負担は妥当

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	3,048	訪問看護事業所等が特定行為研修を受講した際の経費を補助
合計	3,048	

決定額の考え方

受講料を事業所が全額負担した場合の補助率について、1/2とします

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

- ・長期構想
 - 1-2 地域医療の体制と医師・看護職員を確保する
 - ・医師・看護職員を確保する
- ・保健医療計画
 - 4-4 保健医療従事者の確保・養成
 - ・看護職員（保健師・助産師・看護師・准看護師）

(2) 国・他県の状況

令和4年4月に、訪問看護事業所・特定行為研修に関連する診療報酬の改定が有。

①手順書加算

→訪問看護時の特定行為に係る手順書を医師が発行した場合：訪問看護指示書に6か月に1回150点を加算

②専門管理加算

→「皮膚・排泄ケア認定看護師」と「特定行為研修（創傷管理関連）」を修了した看護師が実施した場合：月1回2,500円の加算

(3) 後年度の財政負担

地域医療介護総合確保基金を活用し事業を実施する。

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

2025年（令和7年）に向け、特定行為研修修了者を200人以上養成し、県内の在宅医療等の一層の推進を図っていききたい。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (H27)	R3年度 実績	R4年度 目標	R5年度 目標	終期目標 (R7)	達成率
①特定行為研修修了看護師数	0人	105人	110人	140人	200人	52%

○指標を設定することができない場合の理由

（これまでの取組内容と成果）

令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> 取組内容と成果を記載してください。 補助金交付件数：8件（8病院11人分）
	指標① 目標：50人 実績：66人 達成率：132%
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> 取組内容と成果を記載してください。 補助金交付件数：6件（6病院7人分）
	指標① 目標：80人 実績：105人 達成率：131%
令和4年度	令和6年度当初予算にて追加
	指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___%

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) 3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない 	
(評価) 3	訪問看護事業所等における受講者数について、R4は2名、R5は4名が受講を予定していることから、R3以前(H27-R2:6名)と比較して研修の必要性は高いことから、併せて本事業の必要性も高い。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) 3：期待以上の成果あり 2：期待どおりの成果あり 1：期待どおりの成果が得られていない 0：ほとんど成果が得られていない 	
(評価) 2	看護師特定行為研修へ派遣する医療機関は増加しており、研修修了者は着実に増加している。補助金の活用とともに、事業の重要性・必要性の認識が高まる傾向にあり、期待通りの成果が得られている。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか) 2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている 	
(評価) 2	特定行為研修の受講者を支援する事業所に対し補助することは、組織として在宅医療を担う看護師育成の体制を構築するとともに、よりタイムリーなケアを実現することができるため、効率性は高い。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項 特定行為研修受講の促進 特定行為研修の必要性や重要性の理解向上
--

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 特定看護師は、今後も増加させていく必要があり、在宅医療分野の看護人材確保のため、訪問看護事業所等における県内の研修修了者を増やしていく。
--

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント 又は事業名及び所管課	
組み合わせる理由 や期待する効果 など	【〇〇課】